

令和2年5月30日

ご関係各位

不 審 菴
表 千 家 同 門 会

新型コロナウイルス感染症に伴う本部指針 **その6**
(5月30日版)

去る5月25日、すべての都道府県において「緊急事態宣言」が解除されました。

しかしながら、これをもって直ちに全面的に自粛要請が解除される訳ではありません。一定の移行期間を設け、段階的に外出の自粛や施設の使用制限の要請が緩和されていきます。この段階的な緩和が順調に進むためには、日常生活における一人ひとりの対策の継続や業種ごとに策定されるガイドラインの実践が前提となります。ふたたび感染拡大が認められた場合は、政府や都道府県がより強い対策を講じるとされております。

不審菴ならびに表千家同門会といたしましては、政府の基本的対処方針をふまえ、より慎重に対応して参ります。日本全国における7月までのすべての行事については、すでに、とりやめ、延期、内々での斎行が、とり決められておりますが、9月以降の下半期の行事の再開についても、一層慎重な判断をさせていただきます。

ご関係各位には、3月からの長期にわたり、多々のご理解をいただき、心より感謝申し上げます。引き続き、感染症の収束時期を見極めつつ、皆様が、安心して茶の湯にふれていただけるための本部指針をとりまとめ参る所存です。

本部指針、行事変更等の最新情報については、表千家ホームページの「新着情報」でお知らせいたします。

記

1. 家元本部行事について

- ・9月、10月、11月の家元本部行事は、行事ごとに、その規模、内容等を判断いたし、6月下旬をめぐりに、家元本部が開催の可否をとり決めます。
- ・開催する行事については、感染拡大予防を徹底いたします。これにより、参加いただける人数や行事の開催方法が、変更される場合があります。

2. 社寺主催の献茶式について

- ・9月以降に予定されている全国各地の献茶式については、7月上旬をめどに、主催者（社寺および献茶奉賛会）の意向をお伺いしたうえで、家元本部協議のうえ、開催の可否をとり決めさせていただきます。
- ・参会者の参列が叶わない場合でも、神事・仏事として奉仕のご依頼があれば、家元として献茶奉仕をお受けする用意があります。
- ・家元での茶券の取り扱いについては、同門8月号で案内する予定ですが、状況によっては頒布のとりやめ、または枚数の制限をさせていただく場合があります。
- ・なお、来年以降に延期となる場合は、各流派はじめ関係各所との調整を要しますので、家元本部が直接、社寺からの相談をお受けいたします。

3. 官公庁依頼または外部団体等主催の家元懸釜について

- ・9月以降に予定されている家元懸釜については、7月上旬をめどに、主催者の意向を確認し、家元本部協議のうえ、とり決めさせていただきます。

4. 表千家同門会の各支部または各地の表千家青年部が開催する行事について

（1）一般市民または学生むけの支部行事、青年部行事

- ・現段階では、一般市民や学生の方々に、安心して表千家の行事に参加していただける状況には至っていないと認識いたしております。
- ・年内の行事は、茶の湯文化にふれる市民講座、市民茶会、体験学習等、その種別を問わず、とりやめまたは延期の方向で検討してください。

（2）家元臨席による支部周年行事、支部主催の献茶式

- ・9月以降に予定されている支部の周年行事等については、施設ごとの感染拡大予防ガイドラインをふまえ、対策を徹底する必要があります。大幅な人数制限や諸条件を満たすことができるかどうか十分に検討のうえ、支部長の意向をふまえ、本部協議のうえ、開催の可否を決定いたします。
- ・延期される場合は、本部あてに希望日（令和4年以降）をお申し出ください。

（3）本部講師派遣の支部総会、一般講習会、資格者講習会、教授者講習会、九州茶道館月釜・研修等

- ・9月以降に予定されている各種講習会は、開催時期に幅があり、また、各開催地の各施設の感染拡大予防ガイドラインも制約の度合いは異なると予測されます。上半期の行事は、下半期に延期する方策をとりましたが、下半期の行事については、再延期の猶予がありません。また、一部の支部は開催できる、一部の支部は開催できない、という状況は、同門会員各位にとって望まれる方法ではありません。

- ・こうした状況をふまえ、7月上旬時点で、全国一律での開催ができないと見込まれる場合には、改めて、本部にて今年度の講習課目についてどのように対応するかのとり決めをおこない、支部ならびに会員各位にお知らせいたします。
- ・また、全国一律で開催ができると判断する場合にも、参加いただける人数の制限やさまざまな感染拡大予防対策、講習課目の再申合せ等が見込まれます。その基本的対策については、8月中に本部でとり決め、支部に通知させていただきます。

(4) 支部または青年部が開催する会員対象の行事

- ・下半期の会員対象の行事については、各施設の感染拡大予防ガイドラインを遵守することが開催の前提条件となります。
- ・支部にて、開催のための具体的な方策を定めていただく必要があります。それをふまえ、本部支部協議のうえ、開催の可否を決定いたします。

(5) 支部行事、青年部行事に関する事務手続き（共通事項）

- ・家元本部は、各支部、各青年部で開催される行事について、本部としての総責任を有しますので、下半期のすべての支部行事、青年部行事について、開催可否の検討状況を、6月末日をめぐりに届け出てください。
- ・支部行事および青年部行事について、新型コロナウイルス感染症によるとりやめ、延期に係る費用は、全額、本部交付金（支部残高不足の場合は追加交付金）を充当いたします。お預かりをしておりました各行事の参会費は、その全額を参会者各位に返納いたします。

5. 表千家学校茶道登録校における茶道教科、クラブ活動等について

- ・登録校各位、父兄の皆様、学生の皆様には、休校やクラブ活動の制限等により、茶道教科が充分におこなえない状況が続いておられることと存じます。
- ・表千家といたしましては、引き続き、学校のご判断に従い、各支部の派遣講師が対応をさせていただきます。一日も早く、学生の皆様が、安心して茶道にとりくんでいただける環境が整いますよう、努めてまいります。
- ・学校茶道新聞「礎」22号は、6月上旬に各学校あてに進呈させていただきます。ホームページでも公開しておりますので、ぜひご一読ください。

6. 表千家茶道を指導する教授者各位の活動について

- ・教授者各位には、社中単位で開催される行事や各方面から依頼を受けて協力される懸釜等について、本部指針にそった対応をなされていることと存じます。
- ・引き続き、各都道府県の要請に従い、各施設の感染拡大予防ガイドラインに従って対応をお願いいたします。各位の社会的責任において、稽古もふくめて対応をお願いいたします。
- ・そのうえで稽古を再開される場合は、以下の衛生管理の徹底を、可能なかぎりお願いいたします。感染拡大予防を最優先しての特例的措置であることをご理解願います。

外出控え	教授者、稽古人ともに毎朝体温測定をし、発熱または風邪の症状がある場合は取りやめる 感染が認められる地域や都道府県をまたぐ稽古人の移動は都道府県の要請が解除されるまで控える
消毒	玄関、水屋に消毒用アルコールを設置する トイレ、手洗い場、手でふれる部分の消毒清浄をおこなう
手洗い	教授者、稽古人、見学人は、水屋の準備、入席前に手洗いの徹底
換気	茶室と水屋の換気、空気清浄を徹底する
密集回避	稽古予約制や時間別案内などにより人数制限対策を徹底する
密接回避	茶室内ではそれぞれ一定の距離を保ち対面を避ける
密閉回避	茶室と水屋の窓の開放
咳エチケット	教授者・稽古人ともに稽古場内でのマスク着用を許容、推奨する
特例的措置	菓子の盛付けは素手を避け手袋等を使用し、銘々皿を推奨する 薄茶濃茶ともに茶碗を替え各服点とするなど飲み回しを避ける 一点前ごとに教授者が責任をもって茶碗、茶巾、菓子器、黒文字等の熱湯消毒、流水洗浄をおこなう 布巾、雑巾の都度交換、熱湯消毒、洗剤洗い、流水洗浄 手拭きは各自持参を推奨、ペーパータオル使用を許容する

- ・本項をもって、本部は、稽古の再開を奨励するものではありません。稽古を再開される場合また客人にお茶を差しあげる場合に、社中の皆様や客人またそのご家族の安全を最優先するために細心の注意をお願いするものであります。
- ・今後の感染拡大の状況によっては、稽古の再停止の判断をお願いいたします。

以上

表千家事務局

担当窓口 事業課

代表電話 075-432-2195

携帯電話 090-1597-0507

eメール jigyo@omotesenke.jp